



宮 崎 県 公 報

令和6年7月29日(月曜日) 第530号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始…………… (“) 1	

○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 1	
○障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに 関する要綱の一部を改正する告示…………… (物品管理調達課) 1	
県議会公告	
○保有個人情報の開示請求等の状況…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 421号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年7月29日から同年8月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 1 50番3から 同市同大字 字栗八重 1 42番13まで	旧	8.5～ 41.6	289.0
				新	8.5～ 41.6	289.0
					10.0～ 12.0	51.9

宮崎県告示第 422号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年7月29日から同年8月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 424号

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱(平成18年宮崎県告示第 445号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)

令和6年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	西都市大字 八重字柳 1 50番3から 同市同大字 字栗八重 1 42番13まで	令和6年7月31日

宮崎県告示第 423号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2024- 2	株式会社 丸商建設 代表取締役 榎木田 大資	宮崎県小林市堤字 亀尾原3129番9	6.02 ～ 6.04	56.41	令和6 年7月 9日

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であつて、第4条第1項の登録を受けたものをいう。
ア・イ [略]
ウ 常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、100分の 2.3以上であること。
- (3) [略]

様式第2号（第3条関係）

(表)

[略]

(裏)

(注意事項)

- 1・2 [略]
- 3 短時間雇用労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる者であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である常時雇用されるものをいいます。

4～6 [略]

7 次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも該当する精神障害者は、実人員1人を「1人」と算定するため、短時間雇用労働者であっても「⑥以外の障がい者の数 ⑦」の欄に計上してください。

- (1) 精神障害者である短時間労働者であること。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
ア 新規雇入れから3年以内の者
イ 精神障害者保健福祉手帳の交付日から3年以内の者
- (3) 次のア及びイのいずれにも該当する者であること。
ア 令和5年3月31日までに雇入れられた者
イ 令和5年3月31日までに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

8 上記7に掲げる要件に該当する場合であっても、次の(1)及び(2)に留意してください。

- (1) 精神障害者が退職した場合であつて、その退職後3年以内に退職元の事業主と同じ事業主（※）に再雇用されたときは、上記7に規定する特例の対象とはならず、原則どおり、実人員1人を「0.5人」と算定しますので、「⑨以外の障がい者の数 ①」の欄に計上してください。

※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなされます。

- (2) 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後に発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。

9 [略]

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であつて、第4条第1項の登録を受けたものをいう。
ア・イ [略]
ウ 常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、100分の 2.5以上であること。
- (3) [略]

様式第2号（第3条関係）

(表)

[略]

(裏)

(注意事項)

- 1・2 [略]
- 3 短時間雇用労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる者であつて、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である常時雇用されるものをいいます。

（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者についても実人員1人を「0.5人」と算定するため、⑩の欄に計上してください。）

4～6 [略]

7 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者である精神障害者は、実人員1人を「1人」と算定するため、短時間雇用労働者であっても「⑥以外の障がい者の数 ⑦」の欄に計上してください。

※ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である常時雇用されるものをいいます。

8 [略]

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱（以下「新要綱」という。）第2条第2号の規定は、この告示の施行の日以降に新要綱第4条第1項の規定による登録を受ける者から適用し、同日前に改正前の障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第4条第1項の規定による登録を受けた者については、なお従前の例による。

(用紙に関する経過措置)

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県議会公告

宮崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年宮崎県条例第48号）第51条の規定により、令和5年度における保有個人情報の開示請求等の状況を次のとおり公表する。

令和6年7月29日

宮崎県議会議長 瀨 砂 守

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求の状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下げ	
1	1	0	0	0	0	0	1

(注) 決定等の内訳の不存とは、保有個人情報の不存を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

(2) 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

0件（該当試験数：1件）

(注) 簡易開示の対象となる保有個人情報は、県議会事務局が実施する会計年度任用職員選考採用試験の結果のみ。

2 保有個人情報の訂正請求の状況

0件

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

0件

4 審査請求の件数

0件

--	--